

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

厚生労働省が実施した平成 28 年の国民生活基礎調査によると、経済的に厳しい家庭で育つ 17 歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、13.9%と前回調査（平成 25 年時点、16.3%）より 2.4%低下し、「子どもの貧困率」は、改善されたものの、およそ 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるとされています。

子どもが貧困の状態であるということは、子どもが属する家庭が貧困の状態にあると考えられ、貧困のために十分な教育を受ける機会に恵まれないことや、食事や住環境の不十分さ等、さまざまな原因が絡み合い、子どもが成長後に再び貧困層の家庭となってしまう、いわゆる「貧困の連鎖」に巻き込まれる可能性があります。

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、第一に子どもに視点をおいて、子どもの現在及び将来が生まれ育った家庭環境によって左右されることのないよう、子どもの成長段階に応じてその意見が尊重され、かつその最善の利益が優先して考慮された上で、すべての子どもに対して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮しなければなりません。

また、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、支援を必要とする子どもやその家庭の抱える生活不安を取り除き、世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進める必要があります。

こうしたことを踏まえ、国は平成 26 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）を施行し、同年、子供の貧困対策に関する大綱を定めました。この法律に基づき、愛知県では平成 27 年に子どもの貧困対策についての計画が子ども・子育てに関する総合計画である、あいちはぐみんプラン 2015-2019 と一体的な位置づけとして示されています。

東浦町子どもの貧困対策推進計画は、子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」、教育と福祉等の「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業や NPO、自治会その他関係者間の「つなぎ」の 3 つの「つなぎ」を実現するために、地域の実情にあった体制整備を段階的に進めていくため策定するものです。

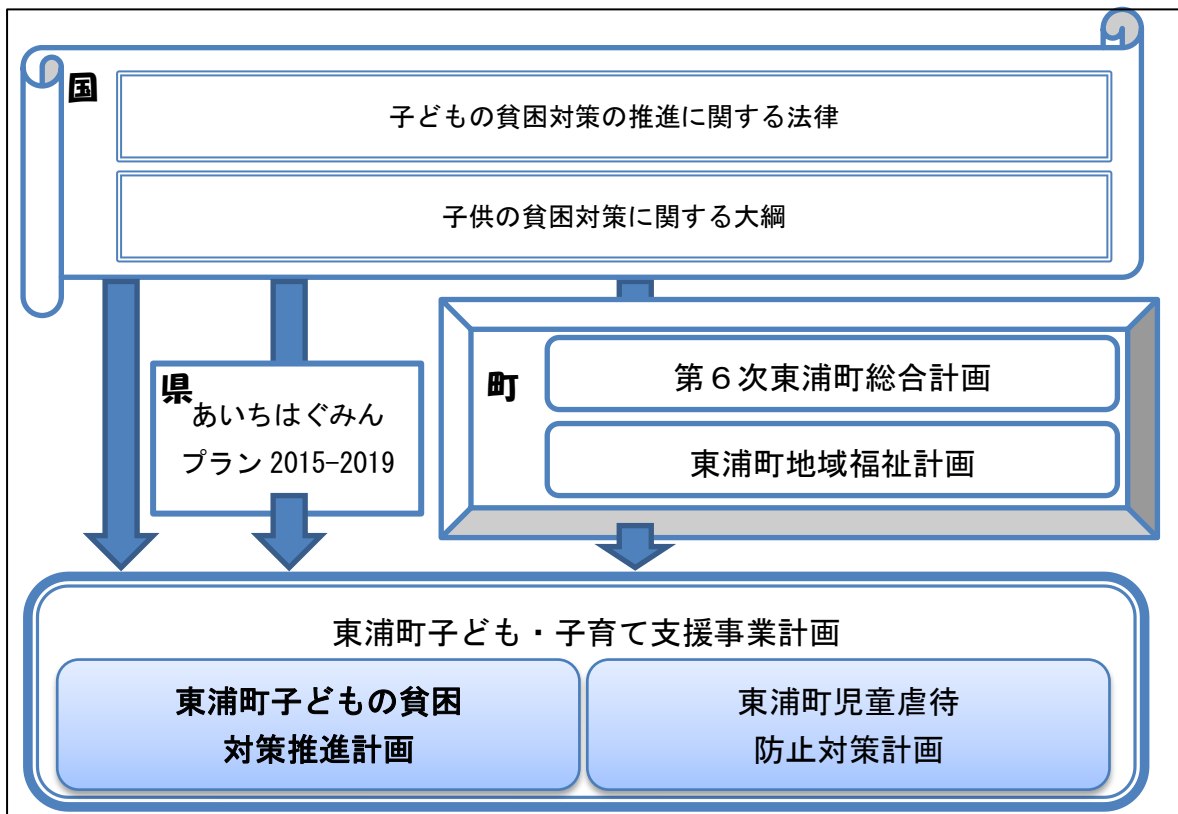


2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)及び子供の貧困対策に関する大綱並びにあいちはぐみんプラン 2015-2019 に基づき、地域の実情を踏まえ、本町の総合的な子ども・子育て支援の一環として、子どもの貧困対策の体制整備を段階的に進めていくため、本町の基本目標や基本施策について示していくものです。

そのため本町のまちづくりの方向性を示す第 6 次東浦町総合計画、地域福祉の推進を目的として策定される東浦町地域福祉計画を本計画の上位計画と位置づけ、本町の総合的な子ども・子育て支援の方向性を示す東浦町子ども・子育て支援事業計画と本計画及び東浦町児童虐待防止対策計画を一体的に策定することによって、本町の子ども・子育てに関する総合的な計画と位置づけます。

○計画の位置づけのイメージ



3 計画の基本理念


子どもの貧困対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、東浦町子ども・子育て支援事業計画の基本理念と同一とし、子ども・子育て支援の施策を総合的に推進します。

<基本理念>

『のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち』

4 計画の期間及び見直し時期

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、随時、計画の変更を行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子ども・子育て 支援事業計画	計画年度： 平成27年度 ～令和元年度		<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新計画</p>  </div>				
子どもの貧困 対策推進計画	見直し						
児童虐待防止 対策計画							
			令和6年度を目標年度とし整備を進めますが、 必要がある時は、随時、計画の変更を行います。				

5 計画の基本的な視点

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念を実現するために4つの基本的な視点を設定しています。

子どもの貧困対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、東浦町子どもの貧困対策推進計画においても同一の基本的な視点とします。

<基本的な視点>

- 『子育て』 『地域全体での子育て支援』
- 『親育ち』 『仕事と生活の調和実現』

6 基本目標

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、4つの基本的な目標を設定し、子育て支援施策を推進しています。このうち、子どもや子育て世帯の貧困対策についても、4つの基本的な目標に含まれているため、東浦町子どもの貧困対策推進計画においても同一の基本目標とします。

<基本目標>

- 『地域における子育て家庭への支援』
- 『子どもにとって良質な教育・保育の提供』
- 『子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備』
- 『仕事と子育ての両立の推進』

7 子どもの貧困についての考え方

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）や子供の貧困対策に関する大綱において、子どもの貧困がどのような状態を指すかについて、明確に定義はされていませんが、「相対的貧困」という考え方があります。これは一定の収入があり、衣食住に窮するまでには至りませんが、子どもの成長や学習に必要な物の不足や社会的・文化的な経験の機会が得られない状況を促えたものであり、将来の夢に向かって知識や技能を身に付けるための進学等の道が奪われるケースもあります。

また、貧困問題は経済的な要因だけでなく、保護者の病気、家庭の教育力・養育力不足、障がい、配偶者暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果として、子どもたちは生活習慣の乱れ、不衛生、学習不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面する可能性があります。

本町では、子どもが成長するにあたり、教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な支援が届いていない状態と定義します。

8 計画の体系

